

愛媛県保育士就職準備金貸付事業運営要領

第1 目的

愛媛県保育士就職準備金貸付事業に係る社会福祉法人愛媛県社会福祉協議会における事務処理要領を定め、当該事業の円滑な運営に資することを目的とする。

第2 貸付対象等

- 1 保育士就職準備金貸付の対象となる者（以下「貸付対象者」という。）は、要綱第3の4（1）のアからオまでに掲げる施設若しくは事業を離職した者又は当該施設若しくは事業に勤務経験のない潜在保育士であって、要綱第3の3（1）のアからケまでに掲げる施設（以下「保育所等」という。）に新たに週20時間以上勤務する者とする。

第3 貸付申請

就職準備金の貸付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、保育士就職準備金貸付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて愛媛県社会福祉協議会会長（以下「会長」という。）に提出しなければならない。

- (1) 申請者と連帯保証人の住民票
- (2) 連帯保証人の所得証明書
- (3) 申請者の保育士登録証の写し
- (4) 申請者の勤務先の雇用契約書等の写し
- (5) 申請者が勤務先に提出した履歴書の写し

第4 連帯保証人

- 1 申請者は、独立の生計を営む成年者の連帯保証人を立てなければならない。
- 2 連帯保証人は、申請者と連帯して債務を負担する。

第5 貸付決定の通知

会長は、貸付の決定をしたときは、申請者に通知する。

第6 貸付の方法

- 1 貸付額は、200,000円以内とし、無利子で貸付する。ただし、別に定める保育士の有効求人倍率が一定以上の場合においては、200,000円を加算し400,000円以内とすることができるものとする。また、同一の貸付対象者に対し、1回限りとする。
- 2 交付は一括とし、原則として、保育士就職準備金振込口座申請書（様式第2号）で申請のあった口座へ振込する。

第7 借用書

就職準備金の貸付決定を受けた者（以下「借受人」という。）は、別に定める期間までに、決定した全額についての保育士就職準備金借用書（様式第3号）を会長に提出しなければならない。

第8 貸付契約の解除

会長は、借受人が次のいずれかに該当したときは、就職準備金の貸付契約を解除するものとする。

- (1) 退職したとき。
- (2) 心身の故障のため勤務を継続する見込みがなくなったと認められるとき。
- (3) 死亡したとき。
- (4) その他就職準備金貸付の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

第9 返還の債務の当然免除

借受人は、次のいずれかに該当するときは、返還の債務の免除を受けることができるものとする。

- (1) 愛媛県の区域内の保育所等において、借受人が保育所等の勤務に従事し、かつ、2年間引き続き（災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により当該業務に従事できなかつた場合は、引き続き当該業務に従事しているものとみなす。ただし、当該業務従事期間には算入しない。）これらの業務に従事したとき。
ただし、従事する事業所の法人における人事異動等により、借受人の意思によらず、愛媛県の区域外の保育所等において当該業務に従事した期間については、当該業務従事期間に算入して差し支えない。
- (2) (1) で規定する従事期間内に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障により業務に従事することができなくなったとき。

第10 返還

次のいずれかに該当する場合（災害、疾病、負傷、その他やむ得ない事由がある場合を除く。）には、会長が定める金額を、当該事由の生じた日の属する月の翌月から起算して会長が定める期間（第14号の規定により返還の債務の猶予をされたときは、その期間に当該猶予期間を加えた期間）内に返還しなければならない。

- (1) 第8号の規定により就職準備金の貸付契約が解除されたとき。
- (2) 借受人が、愛媛県の区域内において、保育所等の勤務に従事しなかつたとき。
- (3) 借受人が、愛媛県の区域内において、保育所等の勤務に従事する意思がなくなったとき。
- (4) 借受人が、業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により保育所等の勤務に従事できなくなったとき。

第11 返還の方法等

- 1 就職準備金の返還は、一括払いを原則とするが、月賦又は半年賦の均等払い方式によるものも可能とする。月賦又は半年賦の均等払い方式は繰り上げて返還することを妨げない。
- 2 第10号（1）から（3）までに掲げる事由が生じたことにより就職準備金を返還しなければならなくなった者は、その事由が生じた日（免除又は猶予の申請をしている場合にあっては、その申請の決定を受けた日）から15日以内に就職準備金返還計画申請書（様式第4号）を会長に提出しなければならない。

第12 返還の債務の裁量免除

会長は、借受人が次のいずれかに該当する場合は、就職準備金貸付（既に返還を受けた金額を除く。以下同じ。）の返還の債務を、当該定める範囲内において免除することができるものとする。

- （1）死亡し、又は障害により、貸付を受けた就職準備金を返還することができなくなったときは返還の債務の全部又は一部。（相続人又は連帯保証人へ請求を行ってもなお、返還が困難であるなど、真にやむを得ない場合に限る。）
- （2）長期間所在不明となっている場合等、就職準備金を返還させることが困難であると認められる場合であって、履行期限到来後に返還を請求した最初の日から5年以上経過したときは、返還の債務の全部又は一部。（相続人又は連帯保証人へ請求を行ってもなお、返還が困難であるなど、真にやむを得ない場合に限る。）
- （3）愛媛県の区域内において1年以上、保育所等の勤務に従事したとき、返還の債務の一部。

第13 裁量免除の額

第12号（3）の裁量免除の額は、愛媛県の区域内で保育所等の勤務に従事した月数を、24で除して得た数値（この数値が1を超えるときは、1とする）を返還の債務の額に乗じて得た額とする。

第14 返還の裁量猶予

会長は、借受人が次のいずれかに該当する場合は、当該掲げる事由が継続している期間、履行期限の到来していない就職準備金の返還の債務の履行を猶予することができるものとする。

- （1）愛媛県の区域内において保育所等の勤務に従事しているとき。
- （2）災害、疾病、負傷、その他やむを得ない理由があるとき。

第15 免除又は猶予の申請

- 1 返還の免除を受けようとする者は、保育士就職準備金返還免除申請書（様式第5号）に、次に掲げる書類を添えて会長に提出しなければならない。
 - （1）保育等業務従事期間証明書（様式第6号）
 - （2）死亡、離職、災害、疾病等による場合にあっては、その状況を証する書類
- 2 返還の猶予を受けようとする者は、保育士就職準備金返還猶予申請書（様式第7号）に、次に掲げる書類を添えて会長に提出しなければならない。
 - （1）業務従事届（様式第8号）
 - （2）災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるとき。
- 3 会長は、返還の免除又は猶予を決定したときは、その旨を申請者に通知する。

第16 延滞利子

借受人は、正当な理由なく修学資金を返還すべき日までにこれを返還しなかったときは、返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年3パーセントの割合で計算した延滞利子を納めなければならない。

ただし、当該延滞利子が払込の請求及び督促を行うための経費等、当該延滞利子を徴収するために要する費用に満たない少額なものと認められるときは、当該延滞利子を債権として調定しないことができるものとする。

第17 従事期間

- 1 第9号（1）及び第12号（3）に規定する従事期間（以下「従事期間」という。）を計算する場合においては、原則として月数によるものとする。
- 2 従事期間を計算する場合においては、愛媛県の区域で第9号（1）に規定する業務に従事することとなった日の属する月から従事しなくなった日の属する月までを算入するものとする。
- 3 借受人は、保育補助者の従事期間の確認のため、毎年度、業務従事届（様式第9号）を会長に提出しなければならない。

第18 届出等義務

借受人が、次の各号のいずれかに該当したときは、直ちに当該届を会長に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は住所を変更したとき 氏名・住所変更届（様式第9号）
- (2) 連帯保証人を変更したとき 連帯保証人変更申請書（様式第10号）

第19 その他

愛媛県社会福祉協議会は、この要領の趣旨を逸脱しない範囲において、地域の実情に即した効率的かつ効果的な運営を行って差し支えないものとする。

附則

この要領は、平成28年11月24日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附則

この要領は、平成29年3月28日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附則

この要領は、令和2年3月10日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附則

この要領は、令和2年7月1日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附則

この要領は、令和5年6月22日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附則

この要領は、令和7年10月1日から施行し、令和7年4月1日から適用する。